

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介

～裁判例～

平成28年（ワ）第38565号

原告：株式会社ダウンゴ

被告：FC2, INC. 外

2019年 1月22日

執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

本件は、いずれも名称を「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」とする特許第4734471号及び特許第4695583号の特許権を有する原告が、被告らが行っているサービスに用いられている動画を表示する情報処理端末に配信されるコメント表示プログラム、及び当該プログラムのインストールされた情報処理端末の生産等の差し止め、当該プログラムの抹消、並びに損害賠償の支払いを求めたが、裁判所は、被告らのコメント表示プログラムや情報処理端末は、原告特許権を文言侵害せず、均等侵害もしないと判断した、裁判例である。

なお、以下の文章において、特許第4734471号の特許権を「本件特許権1」といい、この特許を「本件特許1」という。また、本件特許1の願書に添付した明細書及び図面を併せて「本件明細書1」という。特許第4695583号の特許権を「本件特許権2」といい、この特許を「本件特許2」、本件特許2の願書に添付した明細書及び図面を併せて「本件明細書2」という。また、本件特許権1と本件特許権2とを併せて「本件各特許権」という。

また、本件特許1の特許請求の範囲請求項1、2、5、6、9及び10に係る発明それぞれの発明を「本件発明1-1」などといい、これらを総称して「本件発明1」という。本件特許2の特許請求の範囲請求項1ないし3及び9ないし11に係る発明それぞれを「本件発明2-1」などといい、これらを総称して「本件発明2」、本件発明1と併せて「本件各発明」という。

2. 特許請求の範囲の記載

1) 本件発明1について

本件発明1のうち、本件発明1-1は以下のとおりである。以下の記載は判決文からの引用である。

1-1A 動画を再生するとともに、前記動画上にコメントを表示する表示装置であって、

1-1B 前記コメントと、当該コメントが付与された時点における、動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間とを含むコメント情報を記憶するコメント情報記憶部と、

1-1C 前記動画を表示する領域である第1の表示欄に当該動画を再生して表示する動画再生部と、

1-1D 前記再生される動画の動画再生時間に基づいて、前記コメント情報記憶部に記憶されたコメント情報のうち、前記動画の動画再生時間に対応するコメント付与時間に対応するコメントを前記コメント情報記憶部から読み出し、当該読み出されたコメントを、前記コメントを表示する領域である第2の表示欄に表示するコメント表示部と、を有し、

1-1E 前記第2の表示欄のうち、一部の領域が前記第1の表示欄の少なくとも一部と重なっており、他の領域が前記第1の表示欄の外側にあり、

1-1F 前記コメント表示部は、前記読み出したコメントの少なくとも一部を、前記第2の表示欄のうち、前記第1の表示欄の外側であって前記第2の表示欄の内側に表示する

1-1G ことを特徴とする表示装置。

2) 本件発明1の意義

本件発明1は、動画とともにコメントを表示する場合における表示装置、コメント表示方法及びプログラムに関するものであり、動画を表示する領域である第1の表示欄とコメントを表示する領域であり第1の表示欄よりも大きいサイズの第2の表示欄をあらかじめ設定し、第1の表示欄と一部が重なり他の部分が重ならない表示領域である第2の表示欄における、第1の表示欄の外側であって第2の表示欄の内側に、読み出したコメントの少なくとも一部を表示するようにすることにより、コメントそのものが動画に含まれているものではなく、ユーザによって書き込まれたものであることが把握可能となり、コメントの読みにくさを低減させることができるようにする発明である(図1)。

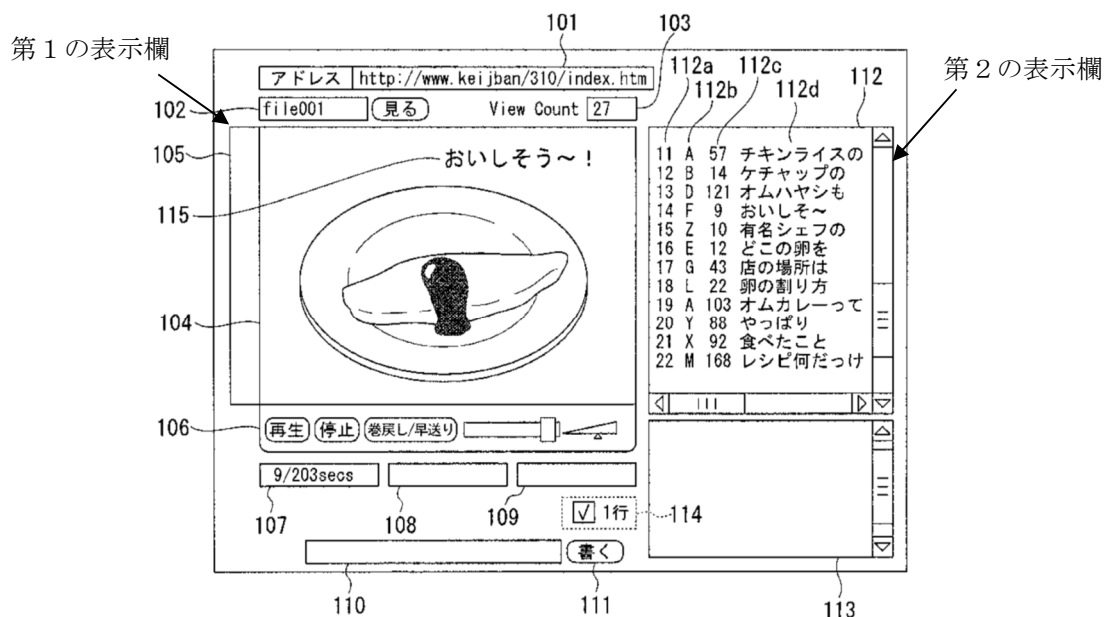


図 1 : 本件明細書 1 の図 5

3) 本件発明 2-1

本件発明 2 のうち、本件発明 2-1 以下のとおりである。

2-1 A 複数の端末装置から送信されるコメント情報を受信して各端末装置へ配信するコメント配信サーバと、前記コメント配信サーバに接続され動画を再生するとともに、前記動画上にコメントを表示する表示装置とを有するコメント表示システムにおける表示装置であって、

2-1 B コメントと、前記コメントが付与された時点における、前記動画の最初を基準として動画の経過時間を表す動画再生時間をコメント付与時間として前記コメントに対応づけてコメント情報として記憶するコメント情報記憶部と、

2-1 C 前記コメント配信サーバが前記端末装置からコメント情報を受信する毎に当該コメント配信サーバから送信されるコメント情報を受信し、前記コメント情報記憶部に記憶する受信部と、

2-1 D 前記再生される動画の動画再生時間に基づいて、前記コメント情報記憶部に記憶されたコメント情報のうち、前記動画の動画再生時間に対応するコメント付与時間に対応づけられたコメントを前記コメント情報記憶部から読み出し、読み出したコメントを動画上に表示するコメント表示部と、

2-1 E 前記コメント表示部によって表示されるコメントのうち、第 1 のコメントと第 2 のコメントとのうちいずれか一方または両方が移動表示されるコメントであり、前記第 1 のコメントを動画上に表示させる際の表示位置が、当該第 1 のコメントよりも先に前記動画上に表示される第 2 のコメントの表示位置と重なるか否かを判定する判定部と、

2-1F 前記判定部がコメントの表示位置が重なると判定した場合に、前記第1のコメントと前記第2のコメント同士が重ならない位置に表示させる表示位置制御部と、

2-1G を有することを特徴する表示装置。

4) 本件発明2の意義

本件発明2は、動画とともにコメントを表示する場合における、コメント同士が重ならないように表示させる表示装置、コメント表示方法及びプログラムにおいて、複数のコメントが書き込まれても、コメントの読みにくさを低減させることができる表示装置、コメント表示方法及びプログラムを提供することを目的とするものであって、コメント表示部によって表示されるコメントが他のコメントと重なるか否かを判定し、コメントが重なると判定した場合に、コメント同士が重ならない位置にコメントを表示させるようにし、複数のコメントが表示される場合において、コメント同士が画面上で重なってしまい、各コメントが判読できなくなってしまうことを防止することができるようにする発明である。

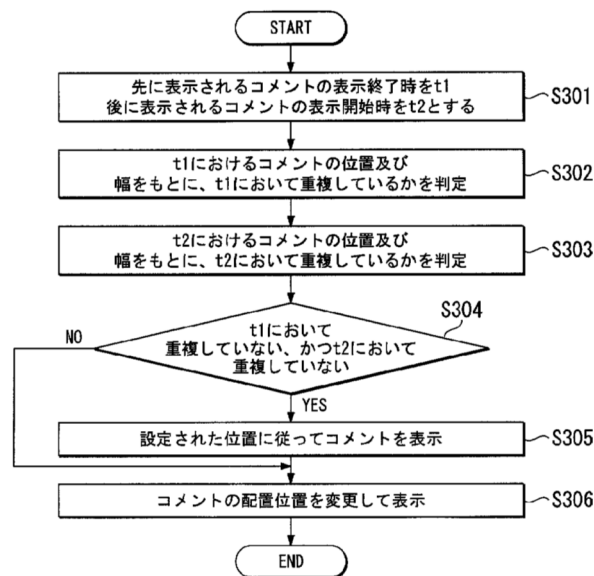


図2 本件明細書2の図12

2) 経過

本件発明1に係る特許出願(特願2010-267283号)の経過は、以下のとおりである。

平成22年11月30日 出願(特願2006-333851号の分割)、審査請求

平成22年12月2日 早期審査の申し出

平成23年 1月 4日 拒絶理由通知
平成23年 3月14日 意見書, 補正書提出
平成23年 4月 1日 特許査定
平成23年 4月28日 登録

本件発明2に係る特許出願(特願2006-333851号)の経過は、以下のとおりである。

平成18年12月11日 出願
平成21年11月 4日 審査請求
平成22年11月16日 早期審査の申し出
平成22年11月24日 拒絶理由通知
平成23年 1月31日 意見書, 補正書提出
平成23年 2月14日 特許査定
平成23年 3月 4日 登録

3. 被告らサービス

対象となった被告らサービスは、FC2動画、FC2 SayMove!、FC2 ひまわり動画である。

4. 争点

争点は種々あるが、本稿では

争点1-1(1)(被告ら各装置及び被告ら各プログラムは、文言上、本件発明1の技術的範囲に属するか—被告ら各装置及び被告ら各プログラムは、「第1の表示欄」及び「第2の表示欄」を充足するか)

争点1-2(1)(被告ら各装置及び被告ら各プログラムは、文言上、本件発明2の技術的範囲に属するか—被告ら各装置及び被告ら各プログラムは、「前記コメント配信サーバが前記端末装置からコメント情報を受信する毎に当該コメント配信サーバから送信されるコメント情報を受信」(構成要件2-1C, 2-9B)を充足するか)について

を取り上げる。

5. 裁判所の判断

1) 争点1-1(1)について

イ) 「第1の表示欄」及び「第2の表示欄」の意義について

裁判所は、「第1の表示欄」及び「第2の表示欄」の意義について、つぎのように認定した。

本件発明1は、コメントについて動画に含まれているものではなく、ユーザによって書き込まれたものであることを把握することができるようにするとともに、コメントの読みにくさを低減させるために、一部重なり合うものとして設定される、コメント表示領域である「第2の表示欄」及び動画表示領域である「第1の表示欄」について、あらかじめ、「第2の表示欄」を「第1の表示欄」よりも大きいサイズのものとして設定して、コメントの少なくとも一部を「第2の表示欄」の内側ではあるものの「第1の表示欄」の外側に表示するというものである。そうすると、上記の作用効果を実現するためには、コメントは、動画の大小やアスペクト比に関わらず、「第1の表示欄」の外側に表示され得る必要があるから、「第1の表示欄は動画を表示するために確保された領域（動画表示可能領域）」（下線筆者、以下同様）、「第2の表示欄はコメントを表示するために確保された領域（コメント表示可能領域）」であり、「第2の表示欄は「第1の表示欄」よりも大きいサイズのものであり、そうであれば、「第1の表示欄」及び「第2の表示欄」のいずれも固定された領域であるものと解するのが相当である。

ロ) 被告らの各装置について

一方、被告らの各装置について、裁判所はつぎのように認定した。

被告ら装置1においては、…（中略）…アスペクト比が640×392の動画を再生した場合、動画表示画面とコメント表示画面のサイズが同一となり、コメントは動画表示画面の外側には表示され得ないこと、アスペクト比が16×9の動画を再生した場合、動画の位置及びサイズが調整されて動画表示画面の上端と下端に映像が表示されない部分が生じ、コメントが動画表示画面の外側に表示され得ること、アスペクト比が4×3の動画を再生した場合、動画の位置及びサイズが調整されて動画表示画面の左端と右端に映像が表示されない部分が生じ、コメントが動画表示画面の外側に表示され得ることが認められる。また、被告ら装置2及び3においては、…（中略）…アスペクト比が16×9の動画を再生した場合、動画表示画面とコメント表示画面が同一となり、コメントは動画表示画面の外側には表示され得ないこと、アスペクト比が4×3の動画を再生した場合、動画の位置及びサイズが調整されて動画表示画面の左端と右端に映像が表示されない部分が生じ、コメントが動画表示画面の外側に表示され得ることが認められる。

ハ) 充足性の判断

以上より、裁判所は被告ら各装置についての充足性について、

「第2の表示欄」は「第1の表示欄」よりも大きいサイズでいずれも固定された領域であると解されるところ、被告ら各装置においては、動画表示可能領域は同一のサイズであるから、被告ら各装置は、「第1の表示欄」及び「第2の表示欄」に相当

する構成を有するとは認められない。したがって、被告ら各装置は、本件発明 1-1 の「第 1 の表示欄」（構成要件 1-1 C, 1-1 E, 1-1 F）及び「第 2 の表示欄」（構成要件 1-1 D, 1-1 E, 1-1 F）を充足するとは認められず、本件発明 1-1 の技術的範囲に属するとは認められない。
と判断した。

2) 争点 1-2(1)について

ニ) 構成要件 2-1 C について

裁判所は、構成要件 2-1 C について、つぎのように認定した。

構成要件 2-1 C において、コメント配信サーバがコメント情報を送信し、これを受信するのは端末装置であると解される。そして、コメント配信サーバがコメント情報を送信するタイミングは、「コメント情報を受信する毎」であるから、構成要件 2-1 C は、コメント配信サーバが他の端末装置からコメント情報を受信すると、その都度当該コメント情報を端末装置に送信し、当該端末装置もその都度これを受信することを規定したものと解される。

ホ) 被告らの各装置について

一方、被告ら各装置について、裁判所はつぎのように認定した。

別紙被告らサービス説明書（被告）によれば、被告ら各サービスは、被告ら各装置に動画データを送信する際に、その時点のコメント情報を送信するものであり、コメント配信サーバが端末装置からコメント情報を取得するごとにコメント情報を送信し、被告ら各装置がこれを受信するものではない。

ヘ) 充足性の判断

以上より、裁判所は被告ら各装置についての充足性について、

被告ら各装置について、「前記コメント配信サーバが前記端末装置からコメント情報を受信する毎に当該コメント配信サーバから送信されるコメント情報を受信」（構成要件 2-1 C）する構成を充足することを認めるに足りる証拠はなく、本件発明 2-1 の技術的範囲に属するとは認められない。
と判断した。

6. 結論

裁判所は、被告ら各装置は、文言上、本件各発明の技術的範囲に属さないとして、原告の請求を棄却した。

7. 考察

本件発明1の充足性の判断においては、発明の技術的範囲が限定解釈された。2つの表示欄（「第1の表示欄」、「第2の表示欄」）のサイズの大小関係は、画面デザイン上の軽微な違いではあるが、発明の意義の観点から必須の要件と判断された。

発明の技術的範囲の限定解釈は実施例を根拠するだけでなく、発明の課題、作用効果の面からも限定されることを念頭に置くべきである。発明の課題、作用効果を不必要に限定しすぎないこと、課題を解決するための必須ではない構成については、その旨を明らかにするとともに、その変形例を示すことを、明細書作成時に留意すべきと考える。

また、本件発明2の充足性の判断においては、端末装置がコメント情報を受信するタイミングの違いで、被告ら各装置は構成要件を充足しないと判断された。受信するタイミングは適宜設計する事項と考えるが、明細書にタイミングを制御する機構が開示されていないため、請求項の文言解釈が厳密におこなわれた。

処理の順番が入れ替え可能な処理がある場合は、明細書において変形例又はなお書きとして明記しておくことが重要である。基本的なことではあるが改めて心留めておくべき事項であると考え。

以上